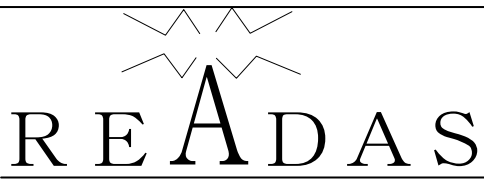


第 4187 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2011年)平成23年 2月24日 木曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 平成 22 年確定申告の注意点

Q：平成22年の確定申告が始まりましたが、どのような点に注意したらいいですか？

A：次のような点に注意してください。

【解説】

平成22年の確定申告で、税制改正があったことにより注意すべき点は、次のようなところです。

① 寄附金控除の改正

国や地方公共団体等に対して寄附金(特定寄附金)を支出した場合には、次の金額が寄附金控除の額となります。

その年に支出した特定寄附金の額の合計額(総所得金額の40%相当額が限度)－2千円

② 政治活動に関する寄附金の所得税額控除

政治活動に関する寄附をした場合の所得税額控除の金額が、次の算式で計算した金額になります。

{その年中に支出した政党等への寄附金の合計額(特定寄附金と合わせて総所得金額の40%を限度)－2千円} × 30%

③ 平成13年9月30日以前に取得した上場株式等の取得費の特例の廃止

株式の譲渡所得の計算で認められていた取得費の特例(平成13年10月1日の株価×80%相当額を取得費とみなす)が使えなくなりました。

④ 特定の居住用財産の買換え、交換特例

譲渡資産の対価の額が2億円以下が適用対象となりました。

